

## 納税証明書の提示が不要に



令和5年1月から、  
※一輪の小型自動車  
軽自動車税納付確認シ  
ステム(軽JNKS)が  
全国一斉に運用開始さ  
れるにより、車検時  
の納税証明書の提示が  
原則不要になります。  
ただし、軽自動車税  
を納付したばかりで納  
付情報が登録されてい  
ないなど書面での納税  
証明書の提示が必要な  
場合があります。

問い合わせ先  
役場税務課軽自動車税係  
☎ (86)1172[直通]

「自動車税納付確認システム  
(JNKS)」について紹介してい  
ます。詳しくはこちらから。

## 償却資産の申告が必要です

○申告対象にならないもの	・自動車税、軽自動車税の 対象となる自動車	・無形固定資産(鉱業権、特 許権、営業権、漁業権、ソフ トウェアなど)	・耐用年数が1年未満また は取得価格が10万円未満の 償却資産で、税務会計上固 定資産として計上しない もの	・取得価格が20万円未満の もの	○申告期間 毎年1月4日～31日
--------------	--------------------------	---	--	---------------------	---------------------

固定資産税には、減に関わらず、毎年  
土地と家屋以外に償却資産の  
却資産(事業用資産)  
がありま

法人や個人で町内  
において事業を行っ  
ているかたは、地方  
税法383条の規定  
に基づき、資産の増



## 償却資産の対象となるもの(例)

※事業に用いている太陽光設備は発電出力量や全量 売電・余剰売電に関わらず、償却資産の申告が必要です。 ただし、個人の住宅用で家屋の屋根などに設置し、余剰 を売電する場合で10年未満の場合は売電するための 事業用資産とならないため償却資産の申告は不要です。	【建設業】ブルドーザー・パワーショベル・フォー クリフト・ミニクレーン(軽自動車税対象外)・大型特 殊自動車など	【農業・畜産業】農業用構築物・ビニールハウス・牛 舎・堆肥舎(家屋以外)・農耕作業用車両(乗用型 以外)など	【飲食業】厨房設備・接客用家具・備品・カラオケ セット・テレビ・放送設備・冷蔵庫・冷凍庫など	【不動産賃貸業】外構工事(門・塀・緑化施設)・駐輪 所・駐車場・照明・門・塀・監視カメラなど	【小売業】商品陳列ケース・冷蔵庫・レジスター・自動販売機など 【医療・薬局・福祉】各種医療用機器(ベッド)・各種 キャビネットなど
---	--	--	---	---	---